



2024年2月22日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 や ま み
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 山 名 徹
(コード : 2820 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 管 理 本 部 長 六 車 祐 介
電 話 番 号 (0848-86-3788)

株式の売出し及び親会社以外の支配株主の異動に関するお知らせ

当社は、2024年2月22日開催の取締役会において、当社普通株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

また、当該売出しにより、当社の親会社以外の支配株主の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

記

I. 株式の売出し

1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）

- (1) 売 出 株 式 の 当社普通株式 650,000 株
種 類 及 び 数
- (2) 売 出 人 及 び 山名 清 300,000 株
売 出 株 式 数 山名 徹 257,800 株
山名 瞳子 92,200 株
- (3) 売 出 價 格 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2024年3月4日（月）から2024年3月6日（水）までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。）
- (4) 売 出 方 法 みずほ証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取受けさせた上で売出す。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受価額（引受人より売出人に支払われる金額）を差し引いた額の総額とする。
- (5) 申 込 期 間 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (6) 受 渡 期 日 売出価格等決定日の5営業日後の日。
- (7) 申 込 証 抛 金 1株につき売出価格と同一金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 売出価格、その他引受人の買取引受による売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 山名 徹に一任する。

ご注意:この文書は、当社株式の売出し及び親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただきた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(10) 本株式の売出しについては、2024年2月22日(木)に金融商品取引法による有価証券通知書を提出している。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記＜ご参考＞2.をご参照）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 97,500株
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、引受人の買取引受による売出しの需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、当該需要状況を勘案の上、売出価格等決定日に決定される。
- (2) 売出人 みずほ証券株式会社
- (3) 売出価格 未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売出方法 引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から 97,500 株を上限として借り入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申込期間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申込証拠金 1株につき売出価格と同一金額とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 山名 徹に一任する。
- (10) 本株式の売出しについては、2024年2月22日(木)に金融商品取引法による有価証券通知書を提出している。
- (11) 引受人の買取引受による売出しが中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しあっても中止する。

以上

ご注意:この文書は、当社株式の売出し及び親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出自論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただきた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. 株式売出しの目的

当社は、原材料価格の高騰や光熱費の高止まり、人件費の上昇などの影響を受けましたが、価格改定の浸透や国内産大豆を使用した製品のセールス強化等で売上を伸長、利益増を実現。株式上場以来、毎期増収を継続しております。

2024年2月14日には中期経営計画を上方修正し、引き続き業績拡大を目指すとともに、2023年7月には株主還元の目標についてもより明確化すべく、①配当性向30%以上、②DOE（純資産配当率）2.5%以上、の目標を設定しており、今期も当方針に従った配当を実施すべく、配当予想も上方修正いたしました。

当社は、現在東証スタンダード市場の上場維持基準を全て満たしておりますが、今般更なる企業価値極大化とガバナンス強化に繋がる資本政策の一環として、以下の3点を目的として当社株式の売出しを実施することいたしました。

- ①プライム市場の上場基準である流通株式時価総額の基準達成に向けた流通株式比率の向上
- ②当社普通株式の分布状況の改善及び投資家層の拡大
- ③当社が特定同族会社であるため留保金課税の対象法人となっていることの解消

なお、売出人である山名清、山名徹は、それぞれ引き続き代表取締役会長、代表取締役社長として、従前と変わらず当社経営に全力を注ぐ所存であります。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「I. 株式の売出し 2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「I. 株式の売出し 1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該売出しの主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から97,500株を上限として借り入れる当社普通株式（以下「借り入れ株式」という。）の売出であります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、97,500株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社は借り入れ株式数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、2024年4月5日（金）を行使期限として、上記当社株主から付与されます。

また、みずほ証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から2024年4月5日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借り入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借り入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部または一部を借り入れ株式の返還に充当することができます。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借り入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、グリーンシューオプションを行使する予定であります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借り入れ、当該株主からのグリーンシューオプションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

ご注意:この文書は、当社株式の売出し及び親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出自論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただきた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である山名 清及び山名 徹並びに当社株主である株式会社YMコーポレーションは、みずほ証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）を行わない旨を合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利または義務を有する有価証券の発行等（ただし、株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で、当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

II. 親会社以外の支配株主の異動

1. 異動が生じる経緯

前記「I. 株式の売出し 1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の当社普通株式の売出しに伴い、親会社以外の支配株主の異動が見込まれます。

2. 異動する株主の概要

親会社以外の支配株主に該当しなくなる株主の概要

(1) ① 氏 名 山名 徹
② 住 所 広島県三原市
③ 上場会社と 代表取締役社長
当該株主の関係

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び議決権所有割合

属性		議決権の数（議決権所有割合）		
		直接所有分	合算対象分	計
異動前 (2023年12月31日現在)	主要株主である筆頭株主 及び親会社以外の支配株主	12,000個 (17.23%)	29,267個 (42.02%)	41,267個 (59.25%)
異動後	主要株主である筆頭株主	9,422個 (13.53%)	25,345個 (36.39%)	34,767個 (49.92%)

（注）1. 議決権所有割合は、2023年12月31日現在の発行済株式総数6,967,500株から、議決権を有しない株式2,400株を控除した総株主の議決権の数69,651個に基づき算出しております。

2. 異動後の議決権の数は、前記「I. 株式の売出し」に記載の引受人の買取引受による売出しにおける売出株式数に係る議決権の数6,500個を控除して算出しております。

4. 異動年月日

前記「I. 株式の売出し 1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）（6）受渡期日」に記載の受渡期日（売出価格等決定日の5営業日後の日）

5. 今後の見通し

当該異動による当社の経営及び業績への影響はありません。なお、今回の親会社以外の支配株主の異動により当社は法人税上の特定同族会社に該当しなくなるため、留保金課税の対象外となり、当事業年度における法人税額が減少する見込みでありますが、これによる当社の業績への影響は軽微であります。

以上

ご注意:この文書は、当社株式の売出し及び親会社以外の支配株主の異動に関する一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出自論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただきた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。